

漁業経営維持安定資金のご案内

○本資金は、経営が困難に陥っている漁業者が、自助努力を前提として関係融資機関の支援の下経営再建を図るためその債務を整理し、既存債務の金利軽減のため長期・低利で借り換えさせる資金です。

漁業経営維持安定資金

融資対象者

再建計画の認定を受けることができる
漁業を営む個人又は法人、漁業協同組合、漁業生産組合

資金使途

- 1 返済期到来後未返済となっている債務
- 2 返済期末到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務
- 3 その他の債務で、次に掲げるもの（一部例）
 - (ア) 賃金、退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
 - (ウ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの etc・・・

貸付限度額

- (1) 漁船漁業を主として営む者
使用する漁船の合計総トン数に応じて・・・4,000～40,000万円
- (2) 養殖業を主として営む者
・・・4,000万円
- (3) 定置漁業を主として営む者
 - (大型定置漁業) ・・・8,000万円
 - (小型定置漁業) ・・・4,000万円

利率

0.8%、1.25%（H27年4月1日現在）
※最新の金利については、[農林漁業関係制度資金の概要ページ](#)から金利一覧表が入手できます。

償還期限

10年以内（うち据置3年以内）

融資機関

漁業協同組合、農林中央金庫、その他金融機関

★資金の貸付要件等については、裏面をご覧ください。

○「漁業経営維持安定資金」の融資対象者は、漁業経営の維持が困難となっており、又は困難となるおそれの大きい漁業者であって、なおかつ再建計画について知事の認定を受けた者であって、以下の要件に該当する方です。

〔要件〕

(1)個人にあつては、次の要件を満たすものであること。

・漁家経営(原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。)にあつては、知事が別に定める債務を有し、経安資金の融通によってその整理を行うことが必要であると認められる者

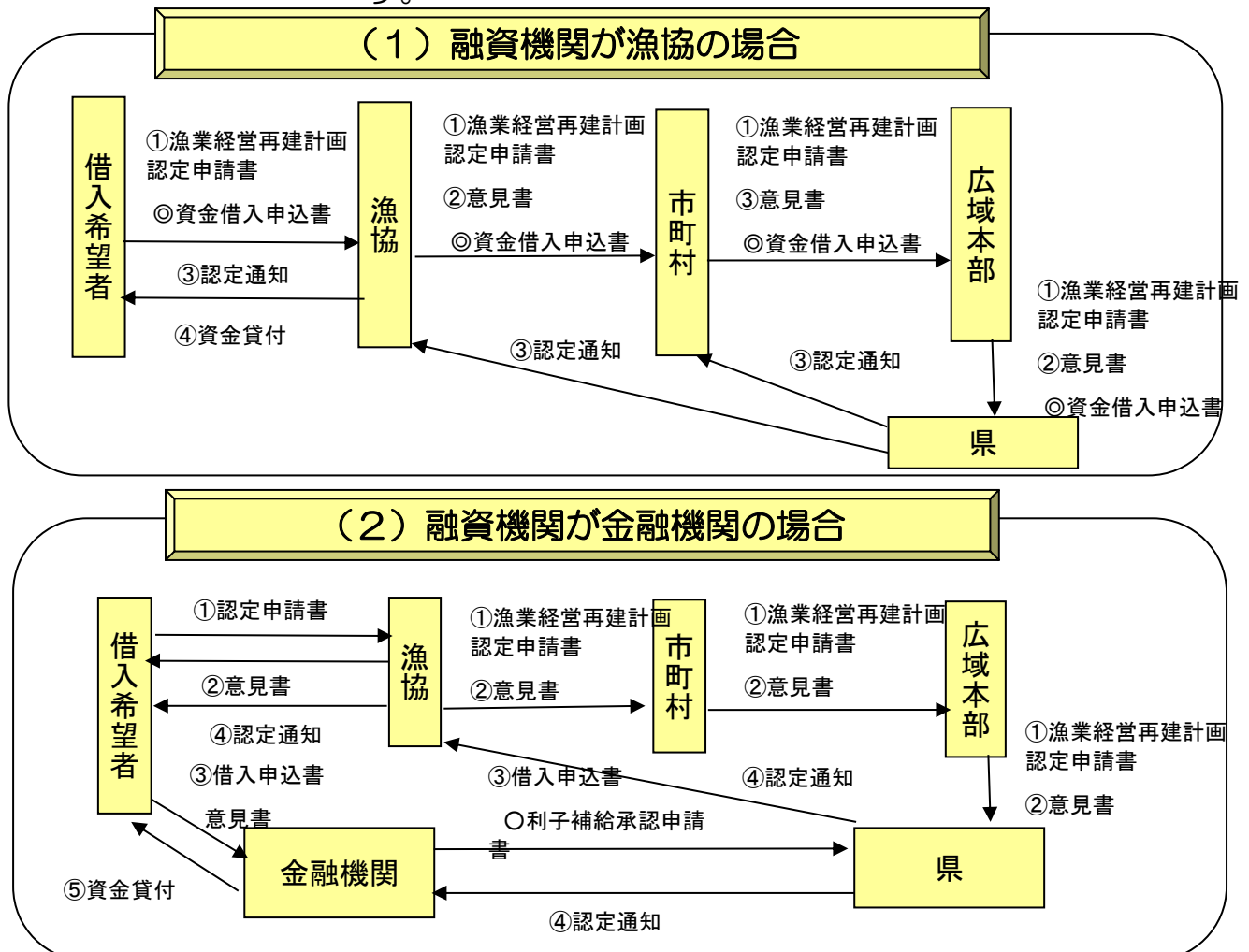
(2)法人にあつては、次の要件のいずれかを満たすものであること

(ア)直近の事業年度を含め原則として3カ年(漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためにはその債務を緊急に整理することが特に必要と認められものにあつては2カ年)の事業年度における漁業収支が通算して損失となっている者

(イ)直近の事業年度の末日(再建計画を作成するため特定の日)に仮決算したときはその日)現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

貸付の手続

貸付の手続は融資機関ごとに以下のとおりです。



●資金に関する詳しい相談は、最寄りの漁業協同組合または、金融機関までお問い合わせください。